

令和7年 第8回 長井市農業委員会総会議事録

1. 開催通知の期日 令和7年8月22日 金曜日
2. 総会招集の期日 令和7年8月22日 金曜日
3. 開会の日時 令和7年8月25日 月曜日 午前9時00分
4. 開会の場所 長井市役所 2階 庁議室
5. 出席委員(17名)

1番	平 子 良 之 委員	2番	片 倉 功 委員
3番	小 林 美和子 委員	4番	平 博 之 委員
5番	青 木 久美子 委員	6番	工 藤 俊 昭 委員
7番	渋谷 吉 介 委員	8番	青 木 龍 哉 委員
9番	寺 嶋 嘉 春 委員	10番	安 部 剛 委員
11番	椎 名 一 志 委員	12番	高 橋 忠 委員
13番	鈴 木 憲 一 委員	14番	井 渕 博 昭 委員
15番	鈴 木 淳 一 委員	16番	高 橋 剛 委員
17番	寒 河 江 忠 委員		
6. 欠席委員(0名)

事務局職員出席者

三 浦 美佐子 補 佐 井 上 克 俊 係 長
深 瀬 柊 介 主 事

議 事 日 程

令和7年8月25日 月曜日 午前9時00分開会

- | | |
|------|-----------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第2 | 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について |
| 日程第3 | 報告第11号 非農地証明願について |
| 日程第4 | 議案第25号 事業計画変更申請について |
| 日程第5 | 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第6 | 議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第7 | 議案第28号 農用地利用集積等促進計画(案)について |

本日の総会に付した事件

議事日程と同じ

○ 寒河江 忠 議長

ただいまから 令和7年第8回長井市農業委員会総会を開会いたします。本日の会議に欠席の通告委員はおりません。よって、ただ今の出席委員は、農業委員会等に関する法律第27条第3項で定めてある過半数を満たし、定足数に達しております。それでは、日程第1 議事録署名委員の指名について 議長より指名させていただきます。議席番号5番 青木久美子 委員、議席番号6番 工藤 俊昭 委員のお2人をお願いいたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第2 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

— 報告第10号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。この15件についてご質問ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

それでは、ご質問ないようですので、報告を終わります。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第3 報告第11号 非農地証明願について 事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

— 報告第11号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。この2件についてご質問ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

それでは、ご質問ないようですので、報告を終わります。

休憩を挟みます。

休 憩 (9:09)

再 開 (9:13)

○ 寒河江 忠 議長

休憩前に復し、議事を再開します。ご質問ないようですので、報告を終わります。

○ 寒河江 忠 議長

次に日程第4 議案第25号 事業計画変更申請について1件を議題といたします。事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

— 議案第25号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。ここで 寺嶋 嘉春 農地専門部会長より、現地調査報告を求めます。

○ 9 寺嶋 嘉春 農地専門部会長

これは、2か月前も転用…長井市の産業団地の砂置き場が2か所あって、1か所は2か月前に延長の事案が出た。今回は2か所目でありますのでよろしくご承知おき願いたいと思います。今回の議案で上がっております事業計画変更申請についてご報告いたします。

本案件については先ほど事務局説明でもあったとおり、当時2年間の一時転用として「令和5年10月25日付」で許可が発出されておりましたが、期間を1年間延長する必要が生じたことか

ら事業計画変更申請を提出された案件となります。土地の所在等についても先ほど事務局から報告のあったとおりです。なお、この度の期間延長申請に関し、所有者との賃貸借契約期間中ではありますが、既に同意は得ており、今後、期間延長等に関する覚書を取り交わす予定であることを、事務局を通して担当課である新産業団地整備課から確認しております。また、今回に関しても期間延長に係る事業計画変更申請となっているため、事業計画そのものや事業面積に変更はないとのことで問題はないと思われます。しかしながら、本来は2年間で事業完了し農地に復元する見込みのもと一時転用の許可が下りていたわけですので、この度の延長に関しても迅速かつ丁寧に事業を実施していただき、土地所有者及び耕作者に対して不利益を被らないようにしていただきたいと考えます。以上で報告を終わります。

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明及び農地専門部会長からの現地調査報告が終わりました。事業計画変更申請1件について、ご質疑ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

はい。それでは、ご質疑、ご意見ないようですので、採決いたします。議案第25号 事業計画変更申請1件について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第25号 事業計画変更申請1件について、これを承認することに意見決定いたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に日程第5 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について5件を議題といたします。事務局より説明を求めます。井上係長。

◎ 井上係長

— 議案第26号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

これより担当地区委員の現地調査報告を求めます。番号1は 鈴木 淳一 委員にお願いいたします。

○ 15 鈴木 淳一 委員

はい。この農地につきまして、譲渡人の〇〇〇〇さん保有の住宅がありまして、住宅に付随する農地であります。譲受人の●●●●さんについては、この住宅に道向かいに住宅があり、また、〇〇〇〇さんの東隣に作業小屋が隣接しているという状況にあります。住宅地と畑がセットになっていまして、宅地のほうは●●●●さんの息子さんが購入し、畑のほうは●●●●さんのほうで購入すると。で、今後については住宅に付随する畑は家庭菜園として作りたいという方向です。●●●●さんについては、稲作もやっておられ機械もお持ちですし管理もできると判断しましたので問題ないと判断しております。

○ 寒河江 忠 議長

次に、番号2は 平 博之 委員にお願いいたします。

○ 4 平 博之 委員

説明します。先ほど事務局から説明がございました通りです。基盤整備に関わって初めて、この農地がこういった状態だと判明しました。この名義人の〇〇〇〇組合という団体はとっくの昔に解散して世の中に存在しない組合になっております。この度の基盤整備で分かったことで、譲受人の●●●●さんが長年ずっと耕作していたもので、それを有償移転という形をとらせていただいたところですよ。●●●●さんにおかれましては、東五十川の貴重な担い手でありまして、中心的な人物でいらっしゃいます。機械等々全部揃っておりますので何ら問題ないと判断しました。よろしくお願いします。

○ 寒河江 忠 議長

次に、番号3を 高橋 忠 委員にお願いいたします。

○ 12 高橋 忠 委員

先ほど事務局のほうからもし説明ありました通り、譲渡人の〇〇〇〇さんは年齢的にも年がいつていることもあり、また、今までの土地を譲受人の●●●●さんが作付けしていたという経緯もあり、このたび引き続き●●●●さんが土地を耕作しながら農業していくということになったものでございます。何ら問題ないとは報告申し上げます。

○ 寒河江 忠 議長

次に、番号4は 渋谷 吉介 委員にお願いいたします。

○ 7 渋谷 吉介 委員

番号4の件ですけれども、事務局から説明があった通りなんですけれども、譲渡人の〇〇〇〇氏は私と同級生でありまして、親父さんは〇〇◇◇といいまして、全国のホップ協同組合の組合長もなさった方でありまして、〇〇〇〇氏も譲受人に譲渡する前は相対（農地法第3条）でやっていたということです。譲渡人の●●●●氏は、高校卒業後は■●の■●●●校を卒業して、そのあとは▲▲▲▲高校の実習教諭として今年の3月まで15年働いておりました。それまでは、私も同じ上地区内で、畔（くろ）塗りをさせていただいていました。現在は水稻耕作面積が12haということで、一生懸命頑張っておられます。何ら問題はないと思いますのでよろしくをお願いいたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に、番号5は 平子 良之 委員にお願いいたします。

○ 1 平子 良之 委員

譲受人の株式会社●●●●●●につきましては、●●◆◆さんの息子さんの●●●●さんで、これから畜産を頑張っていくということで、現在、住宅の西側に畜舎を増設中でございます。前の農業委員会総会で農振除外する件で諮られた件ですが、牛舎と自宅の間にある土地…宿の内という地名ですが、1反5畝分について、地主の方が「使い道がないので」ということで株式会社●●●●●●のほうに有償移転となったということです。これから畜産を一生懸命頑張ってくださいと人でございますので何ら問題ないと考えております。

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明及び担当地区委員の現地調査報告が終わりました。農地法第3条の規定による許可申請5件について、ご質疑、ご意見ございませんか。ここで暫時休憩を挟みます。

休 憩（9：30）

再 開（9：33）

○ 寒河江 忠 議長

休憩前に復し、議事を再開します。ご質疑、ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

はい。ご質疑、ご意見ないようですので、採決いたします。議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請の5件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請5件について、これを許可することに決定いたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に日程第6 議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について2件を議題といたします。事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

— 議案第27号朗読後、説明 —

議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてですが、今月は2件でございます。1番 寺泉字下河原の合計8筆。地目が畑及び田。面積が合計で4,501.24㎡となっておりますが、議案には記載がないのですが、併用地として原野が836㎡ございます。権利種

別：賃貸借。貸付人：寺泉在住の〇〇〇〇。借受人：●●●●株式会社 代表取締役社長■■■
■でございます。転用の目的は砂利採取となっております。概要ですが、切込砂利を採取する
ため申請するもので、採取後の埋め戻しについては、山土を使用し水田に復元するとの計画で
す。こちらは900㎡を超えますので農地専門部会長報告案件、及び3,000㎡を超えますので
来月9月の常設審議委員会の諮問案件となっております。続いて費用面ですが、賃借料として
年間■■万■■千円、造成費として■■万■■千円。その他として■■万■■千円、の総額■
■万■■千円でございます。要件ですが、当該地は、農用地区域内の農地に該当するため原則
として許可はできませんが砂利の採取を目的とする一時転用であり農地を復元するため適切な
措置が講じられると認められるため、許可可能となります。造成はなし。法面も生じません。
取排水は該当なし。雨水は地下浸透します。続いて2番。平山の案件です。畑4筆、面積の合
計が655㎡でございます。権利種別は所有権移転。譲渡人が平山在住の〇〇〇〇。譲受人も同
じく平山在住の●●●●でございます。転用目的は雪捨て場の設置のためです。概要ですが、
当該農地は譲渡人である〇〇〇〇氏がもともと畑として使用しておりましたが、譲受人の●●
●●氏が冬期間の自家用車の駐車場を確保するための雪捨て場として譲り受けるため転用申請
をするものです。費用面は土地取得費として■■万円の、総額■■万円となっております。続
いて要件ですが、当該地は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団
の生産性の低い農地であり第二種農地に該当するため原則として許可はできませんが、当該申
請に係る事業の目的を達成することができる代替地が存在しないため、許可は可能となりま
す。造成はなし、法面は生じません。取排水は該当なし、雨水は地下浸透です。図面等ご覧
ください。位置関係ですが、北側は原野、南側は宅地、東側及び西側は畑となっております。周
囲への影響についてですが、建物を設置しないため周辺に及ぼす影響は少ないと思われます。
以上です。

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。ここで、寺嶋 嘉春 農地専門部会長より報告を求めます。

○ 9 寺嶋 嘉春 農地専門部会長

砂利採取の案件であります。今月の農地転用5条申請の1件が900㎡を超える案件であり
平 博之 副部会長、担当地区の工藤 俊昭 委員、及び事務局とで確認してまいりましたのでご
報告いたします。それでは説明に移ります。●●●●株式会社の案件です。現地確認は8月5
日に開催された陸砂利採取対策協議会に合わせて行いました。所有者は〇〇〇〇氏で、一時転
用により砂利採取を行う予定です。事業者は●●●●株式会社で採取期間は許可後から令和8
年9月30日までの約1年間です。掘削深は5mです。位置関係ですが、北側は公衆用道路を挟
んで雑種地及び宅地、南側は原野、東側は雑種地及び宅地、西側は畑となっております。保安
距離を十分に確保するため周辺の農地に及ぼす影響は少ないと思われます。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

はい。事務局の説明、及び農地専門部会長からの報告が終わりました。なお、番号2は、青
木 久美子 委員に関係がありますので、農地法第5条第1項の規定による許可申請2件のう
ち、番号1の1件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

休憩を挟みます。

休 憩（9：40）

再 開（9：41）

○ 寒河江 忠 議長

休憩前に復し、議事を再開します。ご質疑、ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

それでは、ご質疑ご意見ないので、採決いたします。議案第27号 農地法第5条
第1項の規定による許可申請のうち番号1の1件について、これを許可することに賛成の委員
の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請のうち番号1の1件について、これを許可することに意見決定いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、青木 久美子 委員の退席をお願いします。

（青木久美子委員 退席）

○ 寒河江 忠 議長

議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請のうち、番号2の1件について、ご質疑ご意見ございませんか。

— （「なし」の声あり） —

○ 寒河江 忠 議長

それでは、ご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請のうち番号2の1件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

挙手全員であります。よって議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請のうち番号2の1件について、これを許可することに意見決定いたします。ここで、青木 久美子 委員の復席をお願いします。

（青木 久美子 委員 復席）

○ 寒河江 忠 議長

青木 久美子 委員に申し上げます。ただいま、議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請のうち番号2の1件について、これを許可することに意見決定いたしましたので、告知します。

次に、日程第7 議案第28号 農用地利用集積等促進計画（案）について、所有権移転1件、賃借権移転6件、賃借権設定9件を議題といたします。事務局より説明を求めます。井上係長。

◎ 井上係長

— 議案第28号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。なお、番号11は 寺嶋 嘉春 委員に、番号16は私に関係がありますので、議案第28号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、この2件を除く14件について、ご質疑ご意見ございませんか。

○ 寒河江 忠 議長

ここで暫時休憩を挟みます。

休 憩（9：49）

再 開（9：54）

○ 寒河江 忠 議長

休憩前に復し、議事を再開します。番号11と番号16を除く14件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

— （「なし」の声あり） —

○ 寒河江 忠 議長

それではご質疑ご意見ないようですので採決いたします。議案第28号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、番号11と番号16を除く14件について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第28号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、番号11と16を除く14件について、これを承認することにこれを許可することに意見決定いたします。ここで、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、寺嶋 嘉春 委員の退席をお願いします。

（寺嶋 嘉春 委員 退席）

○ 寒河江 忠 議長

議案第28号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、番号11の1件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

— （「なし」の声あり） —

○ 寒河江 忠 議長

それではご質疑ご意見ないので採決いたします。議案第28号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、番号11の1件について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第28号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、番号11の1件について、これを承認することに意見決定いたします。ここで、寺嶋 嘉春 委員の復席を求めます。

（寺嶋 嘉春 委員 復席）

○ 寒河江 忠 議長

寺嶋 嘉春 委員に申し上げます。ただいま、議案第28号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち番号11の1件について、これを承認することに意見決定いたしましたので、告知します。

○ 寒河江 忠 議長

次に、番号16は私に関係がありますので、ここで議長を交代いたします。

（議長交代）

○ 高橋 剛 臨時議長

ただいま議長を交代いたしました。ここで、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、寒河江 忠 委員の退席をお願いします。

（寒河江 忠 委員 退席）

○ 高橋 剛 臨時議長

議案第28号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち番号16の1件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

— （「なし」の声あり） —

○ 高橋 剛 臨時議長

それではご質疑ご意見ないので採決いたします。議案第28号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、番号16の1件について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 高橋 剛 臨時議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第28号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち、番号16の1件について、これを承認することに意見決定いたします。ここで、寒河江 忠 委員の復席を求めます。

（寒河江 忠 委員 復席）

○ 高橋 剛 臨時議長

寒河江 忠 委員 委員に申し上げます。ただいま、議案第28号 農用地利用集積等促進計画（案）のうち番号16の1件について、これを承認することに意見決定いたしましたので、告知いたします。ここで議長を交代します。

（議長交代）

○ 寒河江 忠 議長

議長を交代いたしました。

以上をもちまして、令和7年第8回 長井市農業委員会総会を終わります。

閉 会 10:00

上記のとおり、令和7年第8回 長井市農業委員会総会 の顛末を記録し、その内容に
相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和7年8月25日

議長 会長 印

議事録署名委員 5 番 (印)

議事録署名委員 6 番 ⑩